見守り新鮮情報

高額な前金を支払ったのに…リフォーム工事の契約トラブル

雨漏りがあったため、事業者に見てもらったところ「腐っている部分がある」と言われ屋根工事をすることにした。見積り額が約450万円と高額だったので、他社からも見積もりを取り比較しようとしたが「当社は職人がそろっており工事が早く済む」と言われたため契約した。工事前に半額程度の金額を支払ったが、足場を組んだ後になって「職人の手配ができず工事は約半年後になる」と告げられた。解約を申し出ると解約料がかかると言われ、納得できない。

（60歳代）

©Kurosaki Gen

ひとこと助言

- 外壁や屋根などの戸建住宅のリフォーム工事で、高額な前金を支払ったにもかかわらず、なかなか工事が進まないなどの相談が寄せられています。
- 契約する前に複数の事業者から見積もりを取り、費用だけでなく、工期や施工体制、保証内容等についても十分検討することが重要です。
- 高額な費用の全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。
- 工事が滞った際の備えとして、遅延補償の定め等が契約書にあるか確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

■■■ 千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク ■■■

2025年 6月

No. 120

消費者被害注意報

暮らしのレスキューサービスでの高額請求にご用心！

事例1 ハチの駆除を頼んだら…

玄関先にスズメバチがいたので、ネット広告に「最低料金 550 円～。地域最安値に挑戦」とあった業者に電話した。見積額を聞くと「大手だと 10 万円位だが、今回は 3 万円位」とのこと。「作業中は室内にいてほしい」と言われ従った。10 分後、地面に巣が置いてあり「スズメバチの巣が 4～5 個あった」と説明され、18 万円を請求された。払えないと告げると「命がけで駆除した」「現金払いしないと 24 万円になる」と言われ、仕方なくATMで現金を引き出して、支払ってしまった。

事例2 台所の水漏れ修理を頼んだら…

台所の水漏れに気づき、すぐに来てくれる業者をネットで見つけ連絡した。業者が来訪し水漏れの状況を見た後、説明もなく浴室を見に行った。給湯管の交換だけでなく、浴室の排水管の工事も必要になると言われた。一刻も早く直してほしかったので、言われるままに約 75 万円の契約書に署名してしまった。

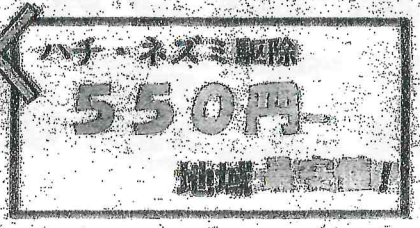

広告で安価を謳っていても、実際には高額な料金を請求される事例が多発しています。「地域最安値」など、安価を強調する業者との契約は要注意です。

消費者トラブル防止のために

- あわてずに、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフで契約解除できる場合もあります。あきらめずに消費生活センターに相談しましょう。
- その場で代金を支払ってしまうと、クーリング・オフに応じない業者もいます。料金や作業内容に納得できない場合、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは断りましょう。

悪質商法ひっかからん蔵

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 ☎043－207－3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043－207－3602 FAX: 043－207－3111